

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	PEG/Ion 2 Screen Kit
コンポーネント名	Tube#42
商品コード	HPT社 商品コード:HR2-098
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	DEL1434V04 (2024/4/1)

### 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 生殖細胞変異原性 区分1B 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器、肝臓、消化器系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器、骨、肝臓、腎臓、心臓)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

#### GHSラベル要素 絵表示



#### 注意喚起語

#### 危険有害性情報

#### 危険

- H301 飲み込むと有毒  
H340 遺伝性疾患のおそれ  
H350 発がんのおそれ  
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
H370 臓器の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害  
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

#### 注意書き

#### 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。  
(P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)

口をすすぐこと。(P330)

漏出物を回収すること。(P391)

施錠して保管すること。(P405)

内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

#### 他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	塩化カドミウム
CAS番号	10108-64-2
濃度又は濃度範囲	0.1-1%未満
化学式	CdCl <sub>2</sub>
化審法官報公示番号	(1)-199
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

**4. 応急措置**

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当で、診断を受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	吸入：咳、息苦しさ。皮膚：発赤。眼：発赤、痛み。経口摂取：腹痛、灼熱感、下痢、吐き気、嘔吐。 エアロゾルを吸入すると、肺水腫を引き起こすことがある。許容濃度をはるかに超えると、死に至ることがある。
応急措置をする者の保護	データなし
医師に対する特別な注意事項	ばく露の程度によっては、定期検診を勧める。肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。医師又は医師が認定した者による適切な吸入療法の迅速な施行を検討する。

**5. 火災時の措置**

適切な消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類。
使ってはならない消火剤	棒状注水。
特有の危険有害性	不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び毒性の煙霧を発生するおそれがある。
特有の消火方法	火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
消火を行う者の保護	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

**6. 漏出時の措置**

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 全ての着火源を除く。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	希釀水は腐食性及び毒性があり汚染を引き起こすおそれがある。 危険でなければ漏れを止める。こぼれた物質をふた付きの密閉式容器内に掃き入れる。
二次災害の防止策	湿らせてもよい場合は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

取扱い 技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 粉じんの拡散を防ぐこと。 粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 あらゆる接触を避けること。 環境への放出を避けること。
接触回避 衛生対策	「10. 安定性及び反応性」を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。
保管 安全な保管条件	容器を密閉して冷乾所にて保存すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

**8. ばく露防止及び保護措置**

管理濃度	0.05mg/m <sup>3</sup> (Cdとして)
許容濃度(産衛学会)	0.05mg/m <sup>3</sup> (Cdとして)
許容濃度(ACGIH)	TWA 0.002mg/m <sup>3</sup> (R), STEL -(as Cd)
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。必要に応じて個人用の自給式呼吸器付化学保護衣を着用すること。

**9. 物理的及び化学的性質**

物理状態	固体
色	データなし
臭い	データなし
融点／凝固点	568°C
沸点又は初留点及び沸騰範囲	960°C
可燃性	データなし
爆発下限界及び上限界／可燃	データなし
限界	
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	3.5～5.0(2.5水和物の5%水溶液)
動粘性率	データなし
溶解度	水:140g/100mL(20°C)。アセトンに可溶、メタノール、エタノールに微溶、エーテルに不溶。
n-オクタノール／水分配係数 (log値)	データなし
蒸気圧	10mmHg(656°C)
密度及び／又は相対密度	4.047(25°C, 4°C)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

**10. 安定性及び反応性**

反応性	強力な酸化剤と反応する。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	加熱すると分解し、非常に有毒なヒューム(カドミウム、塩素)を生じる。
避けるべき条件	強力な酸化剤と反応し、有毒なヒューム(塩素)を生成する。 加熱。

混触危険物質  
使用、保管、加熱の結果生じる  
危険有害な分解生成物  
その他

強力な酸化剤。  
カドミウム、塩素。

## 11. 有害性情報

急性毒性	
経口	ラットの経口投与試験のLD50107,129,225,327mg/kg(PATTY 5th (2001))、88–302mg/kg(CaPSAR(1994))に基づき区分3とした。なお2週齢のラットではLD5029mg/kg(PATTY 5th(2001))のデータがある。
経皮	データなし
吸入	データなし
皮膚腐食性／刺激性	データなしなお、ヒトへの影響として短時間ばく露で皮膚の痛みと1度の火傷を引き起こすとの記述がある(HSDB(2009))。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	データなし
呼吸器感作性	呼吸器感作性:データなし 皮膚感作性:モルモットによるMaximization試験で陰性であること(DFGOT vol.22(2006))から区分外とした。
皮膚感作性	<b>【分類根拠】</b> 本物質のIn vivo試験結果として、(1)より、優性致死試験で陽性の報告はないものの、(2)より、生殖細胞における染色体異常を示す結果、(3)より、体細胞変異原性を示す結果が得られている。以上、動物試験の一部で生殖細胞変異原性を示唆する結果があることから、区分1Bとした。 <b>【根拠データ】</b> (1)本物質における優性致死試験で、明確に陽性と判定できる結果はない(ATSDR(2012)、IARC58(1993)、DFGOT vol.22(2006))。 (2)本物質投与後に、マウスの精母細胞とハムスターの卵母細胞における染色体異常、及びマウスの精子細胞における遺伝子発現の変化が生じたとの報告がある(ATSDR(2012)、IARC58(1993)、DFGOT vol.22(2006))。 (3)本物質をマウスに投与した結果、末梢血における用量依存的な小核誘発性、姉妹染色分体交換、染色体異常の頻度の増加が認められたとの報告、また、ラットに、一本鎖DNA切断の増加が認められたとの報告がある(EU-RAR(2007)、DFGOT vol.22(2006)、NICNASIMAP(AccessedDec.2018))。 <b>【参考データ等】</b> (4)カドミウム(化合物は非特定)に職業的にはく露された作業者の末梢血リンパ球において小核頻度と姉妹染色分体交換頻度の増加が示されたとの報告や中国のカドミウム汚染地域の住民から採取したヒトリンパ球において小核頻度の増加、染色体異常の頻度と重度の異常例の割合の増加が示されたとの報告があるものの、相反知見も報告されている(ATSDR(2012))。 (5)in vitroでは、マウス脾細胞を用いた染色体異常及び姉妹染色分体交換試験、並びに大腸菌を用いた一本鎖DNA切断試験で、陽性の報告がある(NICNASIMAPAccessedJan.2019)。 (6)本物質の水溶解度は1,400g/L(20°C)(IARC58(1993)、EHC135(1992)、DFGOT vol.22(2006))で、水に良く溶ける。 (7)EUCLPでは、本物質はMuta.1Bに分類されている。 <b>IARC(IARC58(1993))</b> でGroup1(CadmiumandCadmiumCompoundsとして)、NTPでK(CadmiumandCadmiumCompoundsとして(NTPRoc.11th(2004)))、日本産業衛生学会で1(カドミウム及びカドミウム化合物として)と分類されていることから、区分1Aとした。 <b>発がん性</b> ラットの経口投与による繁殖能試験において、雄の生殖能に対しての影響は認められず、交尾率、着床率、生存胎児数の低下が認められた(IARC58(1993))が母動物の一般毒性が不明なため区分2とした。
生殖毒性	

**特定標的臓器毒性(単回ばく露)** ヒトについては肝臓への障害(ATSDR(2008))の記述があり、ラットの吸入ばく露試験(粉じん)では肺水腫(0.005mg/L1hr)、肺炎(0.0065mg/L1hr)、肺胞1型細胞障害と壊死(0.006mg/L2hr)(ATSDR(2008))、経口投与試験では肝実質細胞の局所的変性及び壊死(75mg/kg)(ATSDR(2008))が認められ、いずれも区分1に相当するガイダンス値範囲であった。またカドミウム化合物一般のヒトでの急性毒性としては吸入ばく露では化学性肺炎と肺水腫、経口摂取では急激で重篤な恶心、嘔吐、腹痛(EHC134(1992))がみられたことから区分1(呼吸器、肝臓、消化器系)とした。

**特定標的臓器毒性(反復ばく露)** ラット、マウス及びハムスターにおける吸入ばく露試験(粉じん)で肺における炎症性及び増殖性変化の誘導(0.4-0.5ug/L4hr)(CaPSAR(1994))、ラットにおける経口投与試験でカルシウム代謝の変化と骨軟化症(1ug/kg/day6ヶ月)(EHC61(1988)、ATSDR(2008))、肝小葉中心の壊死と近位尿細管の壊死(8.58mg/kg/day12週間)、貧血、骨軟化症(3.6mg/kg/day120日間)、心筋の鬱血及び筋肉繊維の分離(2.5mg/kg/day7週間)(ATSDR(2008))が認められていることから、肺、骨、肝臓、腎臓、心臓が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より区分1(呼吸器、骨、肝臓、腎臓、心臓)とした。

**誤えん有害性** データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(アミ類)での96時間LC50 = 0.00138mg/L(ECETOC TR91(2003))であることから、区分1とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	急性毒性が区分1、金属化合物であり水中での挙動が不明であり、生物蓄積性がある(BCF = 1300(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分1とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ぼないよう十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2570
Proper Shipping Name	CADMIUM COMPOUND
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code.	Not Applicable

### 航空規制情報

UN No.	2570
Proper Shipping Name	CADMIUM COMPOUND
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	III

### 国内規制

陸上規制情報	該当しない。
--------	--------

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2570
品名	カドミウム化合物
国連分類	6.1
副次危険	
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2570
品名	カドミウム化合物
国連分類	6.1
副次危険	
等級	III
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	154

**15. 適用法令**

**毒物及び劇物取締法** 効物(指定令第2条)【22 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。】  
**塩化カドミウム**  
**原体(工業用純品)**

**化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)** 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1、施行令第4条)【99 カドミウム及びその化合物】  
**塩化カドミウム**  
含有する製品は、特定第1種指定化学物質質量の割合が0.1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条)  
1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

**労働安全衛生法** 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第129号 カドミウム及びその化合物】  
**塩化カドミウム**  
含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第129号 カドミウム及びその化合物】  
**塩化カドミウム**  
カドミウムは粉状のものに限る。(施行令第18条第1号) 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2, 5号)【10 カドミウム及びその化合物】  
**塩化カドミウム**

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第1)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)【3 カドミウム及びその化合物】

塩化カドミウム

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。(施行令別表第3第2号37、特化則別表第1第10号)

がん原性物質(安衛則第577条の2第5項、令和4年12月26日告示第371号、令和4年12月26日基発1226第4号)【塩化カドミウム】

塩化カドミウム

日本産業規格Z7252(GHSに基づく化学品の分類方法)の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)【10 カドミウム及びその化合物】

塩化カドミウム

大気汚染防止法

排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条)【1 カドミウム及びその化合物】

排気

水質汚濁防止法

有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)【1 カドミウム及びその化合物】

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【1 カドミウム及びその化合物】

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【3 カドミウム及びその化合物】

航空法

毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】2570 カドミウム化合物】

船舶安全法

毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】2570 カドミウム化合物】

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【カドミウム及びその化合物】

土壤汚染対策法

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)【1 カドミウム及びその化合物】

## 16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド

日本ケミカルデータベース ezCRIC+

安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS

国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版

化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないで、取扱いには十分注意して下さい。

◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。

◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。

◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	PEG/Ion 2 Screen Kit
コンポーネント名	Tube#42
商品コード	HPT社 商品コード:HR2-098
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	OTH0140V05 (2024/4/1)

### 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分3 皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 生殖細胞変異原性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、消化管、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(神経系、呼吸器、心血管系、甲状腺、血液系)、区分2(精巣)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

#### GHSラベル要素 絵表示



#### 注意喚起語

#### 危険有害性情報

#### 危険

- H301 飲み込むと有毒  
H315 皮膚刺激  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H319 強い眼刺激  
H334 吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い  
H351 発がんのおそれの疑い  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H370 臓器の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ  
H410 長期継続的影响によって水生生物に非常に強い毒性

#### 注意書き

#### 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

**応急措置**

環境への放出を避けること。(P273)  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)  
 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284)  
 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)  
 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)  
 吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312)  
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当を受けること。(P308+P313)  
 気分が悪いときは、医師の診察、手当を受けること。(P314)  
 口をすすぐこと。(P330)  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察、手当を受けること。(P333+P313)  
 眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当を受けること。(P337+P313)  
 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。(P342+P311)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。(P362+P364)  
 漏出物を回収すること。(P391)

**保管**  
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 施錠して保管すること。(P405)

**廃棄**  
 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

**他の危険有害性**

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	塩化コバルト(2+)
CAS番号	7646-79-9
濃度又は濃度範囲	0.1-1%未満
化学式	CoCl <sub>2</sub>
化審法官報公示番号	(1)-207
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

**4. 応急措置**

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。 汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師の診断、手当を受けること。 口をすすぐこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	吸入：咳、息切れ、喘鳴。眼：充血、痛み。経口摂取：腹痛、下痢、吐き気、嘔吐。
応急措置をする者の保護	状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

**医師に対する特別な注意事項**

喘息の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。  
ばく露の程度によっては、定期検診が必要である。  
この物質により喘息の症状を示した者は、以後この物質に接触しないこと。

**5. 火災時の措置**

適切な消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、乾燥砂類。
使ってはならない消火剤	棒状注水。
特有の危険有害性	不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び毒性の煙霧を発生するおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

**6. 漏出時の措置**

人体に対する注意事項、保護具	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 環境中に放出してはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 こぼれた物質をふた付きの容器内に掃き入れる。湿らせてよい場合は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。
二次災害の防止策	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所へ流してはならない。 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

取扱い	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
技術的対策	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
安全取扱注意事項	屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 粉じん、蒸気、スプレー、ヒュームを吸入しないこと。 眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避	「10. 安定性及び反応性」を参照。
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
保管	
安全な保管条件	容器を密閉して冷乾所で保管すること。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

**8. ばく露防止及び保護措置**

管理濃度	0.02mg/m <sup>3</sup> (Coとして)
許容濃度(産衛学会)	0.05mg/m <sup>3</sup> (Coとして)
許容濃度(ACGIH)	TLV-TWA 0.02mg/m <sup>3</sup> (Coとして)
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼、顔面の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。換気が不十分な場合は、個人用呼吸保護具(フィルター付マスク)を使用すること。

**9. 物理的及び化学的性質**

物理状態	粉末
色	淡青色(空気や湿気にはく露するとピンク色になる)
臭い	鋭いにおい
融点／凝固点	737°C
沸点又は初留点及び沸騰範囲	1049°C
可燃性	不燃性
爆発下限界及び上限界／可燃限界	データなし
引火点	不燃性
自然発火点	不燃性
分解温度	400°C(長時間)
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	水:45g/100mL(7°C)、水:56.2g/100mL(25°C)、水:105g/100mL(96°C)。
n-オクタノール／水分配係数(log値)	log Pow = 0.85
蒸気圧	10kPa(75mmHg)(818°C)
密度及び／又は相対密度	3.348(25°C, 4°C)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

**10. 安定性及び反応性**

反応性	酸化剤と反応する。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	不燃性で、それ自身は燃えないが、加熱により分解し、有毒な塩化水素のヒュームを生じる。
避けるべき条件	アルカリ金属との接触で爆発を生じる危険性を有する。
混触危険物質	加熱、アルカリ金属との接触
使用、保管、加熱の結果生じる	酸化剤
危険有害な分解生成物	有毒な塩化水素のヒューム
その他	吸湿性がある

**11. 有害性情報**

急性毒性	
経口	ラットのLD50 = 80mg/kg(環境省リスク評価 第11巻(2013))、93.4mg/kg(CICAD69(2006)、ATSDR(2004))、161.1mg/kg(ATSDR(2004))、418mg/kg(CICAD69(2006))、418mg/kg(環境省リスク評価 第11巻(2013))との5件の報告がある。3件が区分3に2件が区分4に該当するので、最も多くのデータが該当する区分3とした。
経皮	データ不足で分類できない。なお、ラットのLDLo = 2,000mg/kg(RTECS Acc.September(2015))との報告があるが、List3の情報であり、原著による確認ができなかったため、分類には採用しなかった。
吸入	データなし
皮膚腐食性／刺激性	本物質はヒトの皮膚に対して刺激性を持つ(HSDB Acc.September(2015))との記載があることから区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	本物質は眼を刺激するとの記載があることから(環境省リスク評価 第11巻(2013)、HSDB Acc.September(2015))、区分2とした。
呼吸器感作性	本物質の職業ばく露において本物質ばく露による喘息の報告が複数ある(DFGOT vol.23(2007))。また、日本産業衛生学会はコバルト化合物として気道感作性第1群としている(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。以上から区分1とした。なお、感作性に関わる全ての物質が同定されているわけではないとの記載がある(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。本物質はEUCLP分類においてResp.Sens.1H334に分類されている(ECHACL Inventory Acc.September(2015))。
	モルモットのマキシマイゼーション試験で本物質適用による感作性がみられたとの報告や(DFGOT vol.23(2007))、ヒトへのパッチテストで陽性結果が複数報告されている(DFGOT vol.23(2007))。

また、日本産業衛生学会はコバルト化合物として皮膚感作性第1群としている(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。以上から区分1とした。なお、感作性に関わる全ての物質が同定されているわけではないとの記載がある(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。なお、本物質はEUCLP分類でSkinsens.1H317に分類されている(ECHA CL Inventory Acc.September(2015))。

#### 生殖細胞変異原性

In vivoでは、マウスの骨髄細胞を用いた小核試験、染色体異常試験で陽性(CICAD69(2006)、DFGOT vol.23(2007))、in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験、ヒト培養リンパ球の小核試験でいずれも陽性である(DFGOT vol.23(2007))。以上より、In vivo体細胞変異原性試験で陽性であり、ガイドラインに従い、区分2とした。

#### 発がん性

本物質を含む可溶性コバルト化合物のヒトでの発がん性に関する情報はない。実験動物では本物質粉末(塩化コバルト)をラットに40mg/kgで9日おきに5回皮下注射し、12ヶ月後の剖検で、皮下に線維肉腫の発生を認めたとの結果(IARC52(1991))、また、水溶性コバルト化合物を用いた発がん性評価として、硫酸コバルト・7水和物をラット、又はマウスに2年間吸入ばく露した発がん性試験で、いずれの種、性でも肺胞/細気管支の腺腫、又はがんの発生頻度に用量依存的な増加が認められた(IARC86(2006))ことから、IARCは実験動物では発がん性の十分な証拠があると結論し、コバルト及びコバルト化合物全体の発がん性をグループ2Bに分類した(IARC52(1991))。また、2006年の再評価では、硫酸コバルト及び他の可溶性コバルト(II)塩類に対し、グループ2Bとした(IARC vol.86(2006))。この他、ACGIHがコバルト(金属元素及び無機化合物)に対しA3に、日本産業衛生学会がコバルト及びコバルト化合物に対し2Bに分類している(ACGIH 7th(2001))。以上より、分類ガイドラインに従い、本項は区分2とした。なお、EUIは本物質の分類をCarc.1Bとし、SVHC指定の根拠とされている(ECHA Candidate List of substances of very high concern for Authorisation Acc.September(2015))。

#### 皮膚感作性

実験動物データも本物質自体の生殖影響に関する情報は限られているが、本物質投与に関連した毒性影響は生体に吸収後のコバルトイオンに起因するものと考えられる。したがって、他の水溶性コバルト化合物の情報も本分類に利用することとした。ヒトへの影響については、(5)のように塩化コバルトの催奇形性は認められないと報告されている。(1)、(3)、(4)より水溶性コバルト化合物は雄に精巣毒性及び精子への有害影響を生じ、雌を受胎させる能力(授精能)を低下させる。(2)から、母動物に顕著な毒性がない用量でラット、マウスに胎児毒性及び催奇形性を生じる報告がある。以上、本物質を含む水溶性コバルト化合物では経口経路で雄生殖器官への有害影響や授精能の低下、並びに母動物毒性のない用量で催奇形性を示すことが報告されているため、本項は区分1Bとした。

#### 【根拠データ】

(1)硫酸コバルト・七水和物(CAS:10026-24-1)をマウスに13週間吸入ばく露した試験では、3mg/m<sup>3</sup>以上で精子の運動性低下、30mg/m<sup>3</sup>で精巣及び精巣上体重量減少、異常精子の比率の増加が認められた(環境省リスク評価 第11巻(2013)、NICNASIMAP Acc.Oct(2018))。

(2)硫酸コバルト(II)(CAS:10124-43-3)を妊娠ラットに妊娠期間を通して強制経口投与した結果、母動物に軽微な影響(肝臓、副腎、脾臓の相対重量増加)がみられた100mg/kg/dayよりも低い用量(2550mg/kg/day)で、胎児の体重低値に加え、骨格・内臓の発達遅延、奇形(主に頭蓋、脊柱、腎孟、尿細管、卵巣、精巣に奇形)の増加がみられた。本物質50mg/kg/dayを妊娠マウスの器官形成期(妊娠6~15日)に強制経口投与した場合も、胎児に骨格の発育遅延、奇形(主に眼瞼、腎臓、頭蓋、脊椎)発生率の増加がみられた(環境省リスク評価 第11巻(2013))。

(3)雄マウスに12週間飲水投与後に無処置雌と交配させた結果、200ppm(25mg/kg/day)以上で吸収胚数及び生存胎児数減少、400ppm(47mg/kg/day)以上で妊娠雌数及び着床部位数の減少が認められた。

雄には精巣・精巣上体等の重量減少、精巣及び精巣上体における精子数の減少、精子形成能の低下が認められており、妊娠雌数の減少は雄の授精能の低下に起因すると考えられている(環境省リスク評価 第11巻(2013)、NICNASIMAP Acc.Oct(2018)、厚労省初期リスク評価書(2009))。

(4)本物質を雄マウスに72mgCo/kg/dayで10週間飲水投与後に無処置雌と交配させた結果、投与群では妊娠動物数の減少、1腹当たりの生存胎児数の減少、及び同着床前死亡の増加がみられた。以上の結果は、雄の精子濃度の減少による受精率の低下による影響と考えられた。飲水投与し交配後の雄を6週間休薬させた回復群では、精子濃度は回復しなかつたが、精子の運動量及び運動速度は正常レベルまで回復した(厚労省初期リスク評価書(2009))。

#### 【参考データ等】

(5)ヒトにおける催奇形性は認められないとの報告、また出産時に抗貧血剤として塩化コバルトを服用した女性から産まれた新生児に臨床的な変化は認められなかったとの報告がある(厚労省初期リスク評価書(2009))。

(6)EUCLPではRepr.1Bに分類されている。

**特定標的臓器毒性(単回ばく露)** 本物質は気道刺激性がある(環境省リスク評価 第11巻(2013))。ヒトにおいては、約1.7mgを摂取した6歳男児の症例報告で、ばく露7時間後に好中球減少症(neutropenia)が報告されている(ATSDR(2004))。

実験動物では、ラットの経口投与(区分1相当の用量)で、自発運動低下、筋緊張低下、接触応答低下、呼吸数減少、肝臓、腎臓、胃腸管への影響、死亡(死亡原因は不明との記載)がある(ATSDR(2004))。その他、動物種や用量は不明ながら、経口投与で鎮静、下痢、体温低下、また、モルモットの吸入ばく露(用量不明)で、肺出血、肺水腫、死亡の報告がある(IARC52(1991))。

ヒトにおける好中球減少症は1例の所見であるため、血液系への影響は採用しなかった。

以上より、本物質は気道刺激性の他、実験動物の所見から中枢神経系への影響、肝臓、腎臓、消化管への影響が考えられ、区分1(中枢神経系、消化管、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性)とした。

なお、旧分類のHSDB(2004)の所見が記載されており、「子供に赤血球の生成の抑制によるチアノーゼ、昏睡及び死に至るとの記述、及び本物質による影響には胸骨後面痛、耳鳴り、吐き気及び嘔吐、神経性難聴、気管圧迫を伴う甲状腺過形成、粘液水腫、倦怠感などが記述」

いずれの文献もtherapeuticsとの記載があることから、ヒトの治療事例と推察され、単回ばく露の対象とはしなかった。

**特定標的臓器毒性(反復ばく露)** ヒトにおいて、貧血の治療用に本物質、又は硫酸コバルトを投与した際の過剰障害として、神経系(食欲不振、吐き気、耳鳴り、難聴、神経障害)、甲状腺(甲状腺腫、甲状腺へのヨウ素の取り込み阻害)への影響、ボランティアに本物質を経口投与した結果、赤血球系の造血亢進がみられた他、自覚症状として頭痛、腹部不快感の主訴が多くあった(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))との報告がある。また、かつてビールの泡の安定化目的で、硫酸コバルトが添加されており、多量にコバルトを含むビールの大量消費者に心筋症による死亡例が報告され、コバルトの心筋障害作用が懸念され(CICAD69(2006)、ACGIH 7th(2001))、コバルトの添加制限を行うことにより、心筋症の発生、それによる死亡例は消失したとされる(環境省リスク評価 第11巻(2013))。以上より、ヒトでの本物質を含む可溶性コバルト化合物の反復ばく露による標的臓器として、神経系、心血管系、甲状腺、血液系が挙げられる。

実験動物ではラットに7ヶ月間強制経口投与した試験で、0.5mg/kg/day以上の用量で、赤血球数及びヘモグロビン量の増加が認められている(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))。

また、本物質の6水和物をラットに8週間強制経口投与した試験で血液影響がみられている(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69

この他、硫酸コバルト7水和物のラット、マウスの13週間、又は2年間吸入ばく露試験で、ラット、マウス共に0.3mg/m<sup>3</sup>の低濃度から、呼吸器に炎症性組織変化がみられ、ラット13週間ばく露では、加えて血液影響(多血症、血小板数減少、網状赤血球数増加)もみられている(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))。

この他、雄マウスに本物質を200~800ppmの濃度で12週間飲水投与した試験で、400~800ppm(43~96mg/kg/day:区分2相当)で精巣重量減少、精巣上体精子数の減少、精子形成能の低下、精細管及び間質組織の変性がみられた(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))との報告がある。以上より、実験動物での本物質を含む可溶性コバルト化合物の標的臓器は呼吸器、血液系、精巣と考えられ、精巣は区分2、他は区分1の用量範囲での影響であった。

以上、ヒト及び実験動物での本物質を含む可溶性コバルト化合物の反復ばく露影響に関する情報に基づき、本項は区分1(神経系、呼吸器、心血管系、甲状腺、血液系)、区分2(精巣)とした。

#### 誤えん有害性

データ不足のため分類できない。

### 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	単子葉植物(コウキクサ)7日間EC50(生長、湿重量) = 212ugCo/L(換算値:0.47mgCoCl <sub>2</sub> /L相当)(環境省リスク評価 第11巻(2013))であることから、区分1とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、金属で水中での挙動が不明であり、魚類(ゼブラフィッシュ)の16日間NOEC(生存) = 0.06mgCo/L(換算値:0.13mg CoCl <sub>2</sub> /L)(CICAD69(2006))であることから、区分1となる。 慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、金属で水中での挙動が不明であり、甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC50 = 1110ug Co/L(換算値:2.4mg CoCl <sub>2</sub> /L相当)(環境省リスク評価 第11巻(2013))であることから、区分2となる。 以上の結果を比較し、区分1とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

### 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ぼないよう十分注意すること。 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
-------	--

### 14. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	3288
Proper Shipping Name	TOXIC SOLID, INORGANIC, N.O.S.
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not Applicable
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	3288
Proper Shipping Name	TOXIC SOLID, INORGANIC, N.O.S.
Class	6.1
Sub Risk	
Packing Group	III

**国内規制**

陸上規制情報	該当しない。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	3288
品名	その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
国連分類	6.1
副次危険	
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	3288
品名	その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
国連分類	6.1
副次危険	
等級	III
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	151

**15. 適用法令**

化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【156 コバルト及びその化合物】

**塩化コバルト(2+)**

含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条)  
1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品  
2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品  
3 主として一般消費者の生活の用に供される製品  
4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第172号 コバルト及びその化合物】

**塩化コバルト(2+)**

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第172号 コバルト及びその化合物】

**塩化コバルト(2+)**

コバルトは粉状のものに限る。(施行令第18条第1号) 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2, 5号)【13の2 コバルト又はその無機化合物】

**塩化コバルト(2+)**

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第1)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)【3 コバルト又はその無機化合物】

塩化コバルト(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。(施行令別表第3第2号37、特化則別表第1第13号の2)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)【12の2 コバルト及びその無機化合物】

塩化コバルト(2+)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)【60 コバルト及びその化合物】

排気

航空法

毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】3288 その他の毒物(固体)(無機物)】

他の危険性を有しないもの。他に品名が明示されているものを除く。

船舶安全法

毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】3288 その他の毒物(固体)(無機物)】

他の危険性を有しないもの

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)【コバルト及びその化合物】

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)【コバルト及びその化合物】

## 16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版  
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	PEG/Ion 2 Screen Kit
コンポーネント名	Tube#44
商品コード	HPT社 商品コード:HR2-098
供給者の会社名称	フナコシ株式会社
住所	東京都文京区本郷2-9-7
担当部門	コンプライアンス管理部
電話番号	03-5684-5107
FAX番号	03-5802-5218
推奨用途及び使用上の制限	研究用試薬
整理番号	DEL1463V03 (2024/4/1)

### 2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

#### 化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性／刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分1 水生環境有害性 長期(慢性) 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

#### GHSラベル要素 絵表示



#### 注意喚起語 危険有害性情報

危険
H302 飲み込むと有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H370 臓器の障害
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

#### 注意書き 安全対策

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
(P301+P330+P331)

皮膚に付着した場合、直ちに医師に連絡すること。(P302+P310)

皮膚や髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、直ちに医師に連絡すること。(P305+P310)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していく容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)  
口をすすぐこと。(P330)

汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。(P363)

漏出物を回収すること。(P391)

施錠して保管すること。(P405)

#### 保管

**廃棄**

内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

**他の危険有害性**

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

**3. 組成及び成分情報**

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	塩化亜鉛
CAS番号	7646-85-7
濃度又は濃度範囲	0.1-1%未満
化学式	ZnCl <sub>2</sub>
化審法官報公示番号	(1)-264
安衛法官報公示番号	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	データなし

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

**4. 応急措置**

## 吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

## 皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

直ちに医師に連絡すること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

## 眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

## 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

無理に吐かせないこと。

医師の診断、手当てを受けること。

## 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入：咳、咽頭痛、灼熱感、息苦しさ、息切れ。症状は遅れて現れことがある。皮膚：痛み、発赤、重度の熱傷。眼：痛み、発赤、重度の熱傷。経口摂取：腹痛、のどや胸部の灼熱感、咽頭痛、吐き気、嘔吐、ショック又は虚脱。

## 応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて化学防護手袋と防毒マスクなどの保護具を着用する。

## 医師に対する特別な注意事項

肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

**5. 火災時の措置**

## 適切な消火剤

小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水。

大火災：粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤、散水。

## 使ってはならない消火剤

データなし

## 特有の危険有害性

火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

## 特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

## 消火を行う者の保護

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

**6. 漏出時の措置**

## 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の入りを禁止する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

低地から離れ、風上に留まる。

環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起こしてはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	水生生物に対して強い毒性があるため、環境中に放出してはならない。 危険でなければ漏れを止める。漏洩物を掃き集めてふた付きの容器に回収する。
二次災害の防止策	床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。 眼、皮膚との接触、又は飲み込まないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 「10. 安定性及び反応性」を参照。
接触回避	
衛生対策	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく眼と手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度(産衛学会)	未設定
許容濃度(ACGIH)	TWA 1mg/m <sup>3</sup> , STEL 2mg/m <sup>3</sup>
設備対策	取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	防じんマスク、簡易防じんマスクを着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。 二トリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。
眼、顔面の保護具	適切な保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。飛沫が飛ぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	様々な形状の吸湿性の固体
色	白色
臭い	データなし
融点／凝固点	290°C(融点)
沸点又は初留点及び沸騰範囲	732°C(沸点)
可燃性	データなし
爆発下限界及び上限界／可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	1(6M水溶液)
動粘性率	データなし
溶解度	水:432g/100mL(25°C)(非常によく溶ける)。アルコール:1g/1.3mL、グリセロール:1g/2mL、アセトンにいかなる割合でも溶解する。
n-オクタノール／水分配係数(log値)	データなし
蒸気圧	< 133Pa(428°C)
密度及び／又は相対密度	2.907(25°C)

相対ガス密度  
粒子特性

データなし  
データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	多量の水と反応してオキシ塩化亜鉛となる。
化学的安定性	空気に触れると潮解する。
危険有害反応可能性	水溶液は中程度の強酸で、塩基と激しく反応する。
避けるべき条件	加熱。
混触危険物質	塩基。
使用、保管、加熱の結果生じる危険有害な分解生成物	金属酸化物、繊維素を溶解する。
その他	加熱すると分解し、有毒なヒューム(塩化水素、酸化亜鉛)を生じる。

## 11. 有害性情報

### 急性毒性

経口 ラットのLD50 = 1,100mg/kg bw (EU-RAR(2004), DFGOT vol.18(2002))、LD50 = 350mg/kg bw (EPA Pesticides(1992))より区分4とした。

経皮

データ不足のため分類できない。なお、旧分類の根拠であるIUCLIDの結果はLDLoであったため不採用とした。

吸入

データなし

### 皮膚腐食性／刺激性

ウサギの皮膚一次刺激性試験で、背部皮膚に本物質0.5mL(脱イオン水での1%懸濁液)を開放及び閉塞適用した結果、いずれも全例(4/4)に重度の刺激性がみられた。開放適用の試験では、表皮及び真皮浅層に、錯角化症、角化亢進、炎症性変化、濾胞上皮の棘細胞増生がみられ、閉塞適用の試験ではさらに、赤斑及び潰瘍もみられた(EU-RAR(2004))。EU-RAR(2004)には、ECクライテリアでは、皮膚腐食性物質に分類されていると記載されており、この試験結果はガイドライン準拠によるものではないが、classification and labeling(R34)を正当化すると結論している。本物質は、EUDSD分類においてR34、EUCLP分類においてSkinCorr.1BH314に分類されている。以上の情報に基づき区分1とした。事故で眼に濃縮塩化亜鉛のばく露を受けたヒトの報告が2例ある(EU-RAR(2004))。浮腫に次いで永続的な角膜瘢痕化に至り、回復に6~28週を要したとの記述(EU-RAR(2004))、本物質は腐食性物質であるとの記述に基づき区分1とした。

### 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

ヒトではんだ液による職業性喘息が報告されている(DFGOT vol.18(2002))が、塩化アンモニウムにもばく露されているので原因不明。よって、データ不足のため分類できないとした。

### 呼吸器感作性

データ不足のため分類できない。  
ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。すなわち、塩化亜鉛について、マウスのIn vivo骨髄染色体異常試験で陽性知見が報告されているものの、より高用量を用いた硫酸亜鉛によるマウスあるいはラットの染色体異常試験、小核試験、優性致死試験では陰性であること、及び、亜鉛化合物の生物活性は亜鉛陽イオンによると考えられることから、証拠の重みづけに基づき、塩化亜鉛がIn vivo遺伝毒性物質とはみなされていない(EU-RAR(2004))。

なお、in vitroでは、細菌を用いる復帰突然変異試験で陰性、ヒトリンパ球を用いた染色体異常試験で陰性、極めて高用量によるヒトリンパ球を用いた小核試験で陽性と報告されている(NITE初期リスク評価書(2008)、EU-RAR(2004)、EHC(2001))。なお、旧分類ではラット及びマウスの染色体異常試験(体細胞In vivo変異原性試験)を陽性としているが、今回はEU-RAR(2004)、EHC(2001)で信頼性に疑問を呈しているため陽性と判断しなかった。

### 発がん性

米国EPAによりIに分類されている(IRIS(2005))に基づき、分類できないとした。

### 生殖毒性

マウスの生殖毒性試験において生殖毒性(妊娠率、産児数、出生率の低下)が認められたが、雌親動物が10例中2~5例死亡し、肝臓及び脾臓重量の減少がみられる母動物毒性が顕著なため(NITE初期リスク評価書(2008))分類の根拠としなかった。よって、データ不足のため分類で

**特定標的臓器毒性(単回ばく露)** ヒトにおいて、塩化亜鉛のヒュームによる吸入ばく露で、一過性の気道刺激性症状から重度の呼吸器障害(慢性病変)をきたすことが報告されている(NITE初期リスク評価書(2008))。また、軍人が訓練中に塩化亜鉛に吸入ばく露され、重度の急性呼吸不全(ARDS)をきたし死亡例が生じたとの報告(PATTY 6th(2012))、同じく吸入ばく露により、間質性肺線維症を生じ、呼吸不全により死亡した例など、致死的な呼吸器障害例もみられるとの記述から、区分1(呼吸器)に分類した。旧分類で標的臓器とされた肝、脾についてはEHC221(2001)に該当する知見は確認できなかった。また、他の評価書(EU-RAR(2004)、NITE初期リスク評価書(2008)など)にもこのような記述がないため、標的臓器から削除した。

**特定標的臓器毒性(反復ばく露)** データ不足のため分類できない。旧分類に用いたDFGOT vol.18(2002)のマウスのデータは塩化亜鉛単体による吸入ばく露データではなく、ヘキサクロロエタン、硝酸カリウム、酸化亜鉛などを含む多種混合物での吸入ばく露データであり、分類根拠として採用するのは適切ではない。その他の評価書(NITE初期リスク評価書(2008)、EU-RAR(2004))にもZnCl<sub>2</sub>単体による信頼性のある反復ばく露のデータはない。

**誤えん有害性** データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)	珪藻類(ニッチア)による72時間EC50 = 0.065mgZn/L(本物質換算値: 0.135mg/L)(EHC221(2001)、NITE初期リスク評価書(2008))であることから、区分1とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	金属化合物で水中での挙動が不明であり、藻類(Pseudokirchneriella subcapitata)の72時間NOEC = 15.6ugZn/L(本物質換算値: 32.5ug/L)(EU-RAR(2010))から、区分1とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に従うこと。廃棄処理中に危険が及ぼないよう十分注意すること。
汚染容器及び包装	関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2331
Proper Shipping Name	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS
Class	8
Sub Risk	
Packing Group	III
Marine Pollutant	Not Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not Applicable

### 航空規制情報

UN No.	2331
Proper Shipping Name	ZINC CHLORIDE, ANHYDROUS
Class	8
Sub Risk	
Packing Group	III

### 国内規制

陸上規制情報	該当しない。
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2331

品名	塩化亜鉛(無水物)
国連分類	8
副次危険	
容器等級	III
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBCコードによるばら積み輸送 される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2331
品名	塩化亜鉛(無水物)
国連分類	8
副次危険	
等級	III
特別の安全対策	
緊急時応急措置指針番号	154

**15. 適用法令**

毒物及び劇物取締法 効物(指定令第2条)【1 無機亜鉛塩類】  
 塩化亜鉛  
 原体(工業用純品)

化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【1 亜鉛の水溶性化合物】  
 塩化亜鉛  
 含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条)  
 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品  
 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品  
 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品  
 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)【第94号 塩化亜鉛】  
 塩化亜鉛  
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)【第94号 塩化亜鉛】  
 塩化亜鉛  
 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。  
 1号 令別表第1に掲げる危険物 2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物 3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)【塩化亜鉛】  
 塩化亜鉛

化学物質又は化学物質を含有する製剤(安衛則第594条の2)。含有量が1重量%未満のものを除く。特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)【1 亜鉛及びその化合物】 排気
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【54 亜鉛及びその化合物】
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【30 亜鉛及びその化合物】
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【32 亜鉛及びその化合物】
航空法	腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】23 31 塩化亜鉛(無水物)】
船舶安全法	腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】2331 塩化亜鉛(無水物)】
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号 1)【塩化亜鉛】

## 16. その他の情報

### 参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド  
日本ケミカルデータベース ezCRIC+  
安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS  
化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

### その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証するものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。